

第1回京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議 事 概 要

○日 時 平成31年4月23日（火）14時00分～15時05分

○場 所 神交共ビル9階大会議室

○出 席 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会委員名簿、配置図参照

<資 料>

資料1：京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）

資料2：京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化準特定地域計画（案）

資料3：公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知について

参考資料1：特定地域の指定基準等について

参考資料2：特定地域の指定について

参考資料3：準特定地域における適正と考えられる車両数について

○開 会

【三上常務】・開会 ・司会者自己紹介 ・協議会成立報告（京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱第5条第15項） ・協議会は原則として公開とする規定と報道関係者終了まで入室可の説明（京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱第5条第14項） ・報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い ・資料過不足の確認 ・名簿、配席図により出席者紹介 ・神奈川運輸支局の方々のオブザーバーとして出席の報告
議事に入りたいと思います。岡村会長進行お願い致します。

【岡村会長】 それでは、議事に入ります。京浜交通圏は、昨年11月22日、国土交通省において、特定地域の指定基準に基づき該当状況を確認した所、指定基準に該当しなかった事から、平成31年4月1日に特定地域から準特定地域となっております。本日の協議会では、京浜交通圏が特定地域から準特定地域になった事に伴う設置要綱の改正と準特定地域計画の策定について協議をして頂きたいと考えております。また、本年3月28日、関東運輸局より、地域の7割以上のタクシー事業者から公定幅運賃の変更を求める要請があったため、基準に基づき判定を行った結果、公定幅運賃の変更を行う必要があると判断したという事で、公定幅運賃の変更に対する当協議会の意見を求められており、皆様のご意見を頂ければと思っております。限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようよろしくお願い致します。それでは「議事次第」にしたがって進行させて頂きます。はじめに、今般、京浜交通圏が特定地域から準特定地域となった事につきまして、オブザーバーとして出席頂いていております神奈川運輸支局に説明をお願いしたいと思います。

【小泉首席】 参考資料1「特定地域の指定基準等について」、をご覧ください。

*** 説 明 ***

【岡村会長】 ありがとうございます。只今の説明に関しまして、ご質問やご意見等ありましたらお願いいたします。

*** 質問等なし ***

【岡村会長】 それでは、議事に進みたいと思います。議題 (1)「京浜交通圏タクシー事業適正

化・活性化協議会設置要綱の一部改正について」を事務局より説明をお願い致します。

【三上常務】それでは、**資料1**「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）」をご覧ください。変更内容についてご説明させていただきます。変更内容については、赤字で示してございます。

- ・表題 → 特定地域から準特定地域となったことに伴う変更
- ・第1条 → 「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方」（平成26年1月24日 国自旅第411号）で示されている「モデル要綱」に基づき変更
- ・第3条 → 特定地域から準特定地域となったことに伴う変更
- ・第4条 → 神奈中ハイヤー横浜（株）の合併による会社名・役職の変更
- ・第5条3項、8項 → 会長、事務局長の任期を地域指定の期限に変更
- ・第5条11項（2）、（3） → 特定地域から準特定地域となったことに伴う変更
→ モデル要綱に基づく変更
- ・第5条12項 → 特定地域から準特定地域となったことに伴い削除
- ・第5条13～15項 → 特定地域から準特定地域となったことに伴う変更
→ 12項削除による項ズレ
- ・第5条16項 → モデル要綱に基づく変更

以上、設置要綱の改正について、説明させていただきました。

【岡村会長】只今、事務局より「設置要綱の改正」について、ご説明がりましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

*** 質問等なし ***

【岡村会長】それでは、皆様方のご承認を頂きたいと存じます。異議はございませんでしょうか。

*** 異議なしを受けて承認 ***

【岡村会長】それでは、設置要綱の改正につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。ありがとうございました。それでは次に、議題（2）**「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（案）」**について事務局から説明をお願い致します。

【三上常務】それではご説明させていただきます。**資料2**「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（案）」をご覧ください。

*** 説明 ***

【岡村会長】只今、事務局より「京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会準特定地域計画（案）」について説明がりましたが、ご意見やご質問のある方はお願い致します。

【金岡代理（星名委員）】準特定地域になった事で、これまでに特定地域で休車、抹消となった車両台数の事業計画はどの様な扱いになりますかお教えください。

【三上常務】休車については、ナンバーを付けたまま車庫に眠っておりましたので、4月1日から動かしても構いません。また、抹消車両は、関東運輸局長が公示した9.9%以上の減休車率をクリアした事業者は、今後、活性化事業計画の認定を受ければ、準特定地域も引き続き抹消した状態で置いておけます。もしくは、車を動かしたい場合は、9月30日までにUDタクシー、先進安全自動車や電気自動車で復活する事が可能です。

【八木委員】設置要綱では、平成 33 年を令和となっていました、この資料では平成 32 年となっておりますが、令和に変えない事情は、あったのでしょうか。

【三上常務】特段の事情はございません。元々安全プラン 2020 の中で平成 32 年度までにと表記されていましてので適用させて頂きました。国から読み替え規定がありますが、合わせる形に致します。

【八木委員】こだわりはありませんので、ハッキリすれば結構です。

【太田委員】今の質問に関連致しますが、資料 7 ページの環境問題で西暦表示があり、同じ資料に西暦、元号があると判りにくいので併記する等ご検討ください。

【三上常務】統一させて頂きます。

【岡村会長】年号の表記は、事務局で持ち帰って頂き、議題 (2) は、承認事項ですので、それでは、皆様方のご承認を頂きたいと存じます。異議はございませんでしょうか。

***** 異議なしを受けて承認 *****

【岡村会長】それでは、準特定地域計画の策定につきましては、原案のとおり承認とさせて頂きます。準特定地域計画につきましては、神奈川県タクシー協会のホームページに掲載するとともに、国土交通大臣あて送付をさせて頂きます。それでは、議題 (3)「**京浜交通圏の公定幅運賃の変更要請に対する意見について**」です。資料 3「公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知について」をご覧ください。関東運輸局長から当協議会あてに、京浜交通圏のタクシー運賃の変更について、意見を求める文書が届いております。この通知の内容等につきまして、神奈川運輸支局から説明をお願いしたいと思います。

【小泉首席】それでは、ご説明致します。資料 3 をご覧ください。

***** 説明 *****

【岡村会長】次に、今般、公定幅運賃の変更要請をした事につきまして、タクシー事業者の委員を代表して藤井委員からご説明を頂ければと思います。

【藤井委員】変更要請の経緯ですが、平成 27 年に東京で初乗り短縮運賃が検討され京浜交通圏においても検討を開始致しました。平成 28 年 10 月、白タクライドシェア対策で取り組む全タク連 11 項目として先ずは、東京で平成 29 年 1 月に初乗り短縮運賃が導入されました。東京では初乗り運賃を下げ、中長距離を値上げし全体として値上げのない組み替運賃方式を取っております。平成 29 年 4 月、名古屋では、今回の京浜交通圏と同じ値上げを伴う初乗り短縮運賃改定を行っております。また、今回の運賃改定の狙いですが、神奈川においては、京浜交通圏周辺部、相模・湘南地区でも運賃改定の申請を行っておりますので、東京のような組替運賃方式では初乗り短縮が難しい結論になりました。平成 30 年からは、値上げに伴う検討にシフトし「労働力不足」、「固定費が賄えない」、「採用コスト」、「燃料の高止まり」、「車両導入コスト」、「ICT 化によるタクシー配車アプリ・クレジット端末・電子マネー・QRコード決済・後席タブレット等のコスト」、「働き方改革によるコスト」以上 7 点の課題を解決する必要があると考え運賃改定申請をさせて頂きました。業界の希望としては、初乗 500 円加算 100 円と分かり易く乗り易いご提示により、利用者の方にも歓迎して頂けると思います。今年度中に、配車アプリを利用した事前確定運賃、相乗り運賃の導入、需要予測等、利用者の方に沢山使って頂くと乗務員にとっても売り上げ増、賃金も上がりますので今回の運賃改定

は、利用者、事業者、乗務員に取っても三方良の運賃改定と確信しております。10月の消費税の対応も距離の調整の中で500円と盛り込めるとしております。伊藤会長よりメッセージを発信して頂き11月21日から業界の総意として車両数92%の要請を行う事が出来ました。公共交通機関として地域の役割責任は重大です。順調ですと国交省より8月に認可を出して頂けると思っておりますので、しっかり利用者の皆様に広報して、ご理解を頂きたいと思致します。今回の12年ぶりの運賃要請は、三方良と頑張ってお参りますので、ご理解のほどよろしくお願ひ致します。

【岡村会長】 只今、神奈川運輸支局と藤井委員から説明がありました。今般の公定幅運賃の変更についてご意見やご質問がありましたらお願ひ致します。

【水野委員】 資料3の2枚目で現行運賃の迎車回送料金は、310円ではないでしょうか？

【小泉首席】 その通りでございます。

【岡村会長】 この運賃改定はかなり考えを練って頂いた案と思っております。利用者の方も上手に活用して頂きたいと主権ですが私の意見とさせて頂きます。本日のご意見については、事務局で取り纏めを致しまして、関東運輸局長に提出をさせて頂く事といたします。次に、議題(4)『その他』ですが、これまでの議題のほか、ご意見やご質問がございましたらお願ひ致します。

*** 質問等なし ***

【岡村会長】 他にご意見がないようでしたら、最後に、伊藤事務局長から一言お願ひ致します。

【伊藤事務局長】 最後まで慎重なるご審議を頂きまして改めて感謝申し上げます。特措法につきましても10年近く経過致しました。改正特措法により供給力の削減で日車営収は改善の途上にあります。ただ、深刻な人材不足により実働力は依然として低迷しており、世の中が感じるような緩やかな景気の回復を感じる事は出来ません。準特定地域となり、業界的に若干、残念ですが、一部改善が見られたので、この措置もしょうがないとの考えもござ致します。また、先程、公定幅運賃の説明が藤井委員よりありましたが、今回は、初乗短縮運賃が組み込まれております。12年ぶりの運賃改定は、人材不足の解消、様々なコスト増の対応と事業者にとって大きな意味があります。近距離のお客様には現在でも厳しい指摘を頂きますが、業界としても接客不良がないよう教育して参ります。引き続き業界として適正化活性化を進めて参ります。皆様のご理解をお願ひ致します。

【岡村会長】 以上ですすべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返し致します。

【三上常務】 岡村会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論を頂き、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。それでは以上を持ちまして、「京浜交通圏のタクシー事業適正化・活性化協議会」を閉会と致します。本日は、誠にありがとうございました。

(15:05 終了)